

「食料品の供給問題」は最大の関心事であり、
魚をはじめ生鮮食料品を扱う市場の整備は万民の願いであった。

本資料集には、明治末年から昭和初期までの

食料品流通及び市場制度の確立を物語る基礎資料（約五〇点）と、

戦前期までの「近代日本市場関係資料目録」（約一、五〇〇点）を収録した。

日本近代史、政治史、社会経済史研究に新たな視点を与える資料群として復刻！

近代「市場」関係資料集

不二出版

【編集復刻版】全8巻・別冊1・付録1

目次

第一章 總説	一
一 公共設備トシテノ市場ニ於ケル食糧品取引ノ組織	一
二 公設市場以前ニ於ケル食糧品取引ノ發達	三
第二章 市場ノ設置及其ノ發達	七
三 伯林ノ中央市場	七
四 其他ノ獨逸中央市場	三
第三章 市場ノ設備及組織	一五
五 位置及規模	一五
六 必要ナル内部設備	一八
七 重要販賣品	二二
八 販賣者及買客	二六

「獨逸中央市場」より

獨逸中央市場

大正十一年十二月

農商務省商務局

定価 本体揃価格 一八二、〇〇〇円＋税

第1回配本 二〇二〇年一〇月

【第1巻〜第4巻・本体揃価格 九〇、〇〇〇円＋税】

第2回配本 二〇二一年七月

【第5巻〜第8巻＋別冊＋付録・本体揃価格 九二、〇〇〇円＋税】

体裁 A5判・A4判・上製・総約四、四〇〇頁

編・解説 原田政美（福井県立大学教授）

推薦 藤田貞一郎、岩本由輝、宇佐美英機、小路田泰直

人間にとって必要不可欠な食料品の消費は都市の成長によりその食料品の供給施設問題となって登場する。産業革命を経た後の十九世紀後半はヨーロッパ諸都市において食料品供給問題が本格的に議論された時期である。日本では、そのヨーロッパ諸都市の食料品供給問題に影響を受けつつ、日露戦争後の時期より本格的な議論と制度化の検討が開始される。

第一次大戦期の物価騰貴、さらに米騒動による民衆からの食料品供給問題の突き上げにより、都市には公設小売市場が全国的に開設された。この公設小売市場の開設を経て、食料品のうち米については一九二一年に米穀法、生鮮食料品については一九二三年に中央卸売市場法が制定された。

本資料集は、大正中期以降に制度化が本格化する食料品の流通制度に関して、生鮮食料品の流通、特に小売市場と卸売市場に関する民間、都市自治体、国家による政策形成を歴史的に跡付けようとするものである。掲載される資料は都市問題、商業・流通問題など、近代史および社会経済史の研究に不可欠な資料群といえよう。

原田政美（福井県立大学教授）

別冊「近代日本市場関係資料目録」の内容見本より

書名、編著者、発行所、頁数	発行年月	所収文献・雑誌名、巻号
魚鳥卸売商仲買商営業税則、千葉県、4 頁	1879.00	
貿易備考・第一冊、大蔵省記録局	1885.10	
日本橋魚市場沿革紀要（上・中・下）、坂本二三郎	1885.10	
水産事項特別調査、農商務省農務局	1894.02	
魚仲買規約（宇治山田）、川崎魚市場仲買組合	1895.01	
英国今日之社会、片山潜、警醒社	1897.04	
第2回水産博覧会審査報告第四卷、農商務省水産局	1899.01	
北海道農会の園芸農産物販路及害虫駆除と被害調査	1901.11	『中央農事報』20
柏林市行政ノ既往及現在、大槻龍冶（京都市参事会）、東枝律書房、201 頁	1901.12	
東京の過去及将来、細野猪太郎、金港堂、293 頁	1902.09	
日本橋魚市場非移転趣意書、鈴木留次郎、30 頁	1902.05	
華族園芸会の設立	1902.06	『中央農事報』27
同好園芸会の規則	1902.07	『中央農事報』27
都市社会主義、片山潜、社会主義図書館	1903.04	
果樹栽培の流行する現今苗木家園芸家の注意を促す、堀健	1903.06	『中央農事報』39
都市之経営、ペーカー（井上秀二訳）、京都市参事会、292 頁	1904.10	
函館小樽海産物集散概況及取引慣習調査報告、東京高等商業学校（尾上梅太郎）、151 頁	1906.07	
英国倫敦の魚市場、加藤成一	1906.07	『大日本水産会報告』287
桃果の荷造法に就て、流水	1906.08	『中央農事報』77
売買論、石川文吾、大倉書店、334 頁	1906.11	
鹿児島県大島郡農会砂糖共同販売成績	1907.02	『産業組合』16
枇杷島青物市場、八田吉平	1907.03	『中央農事報』84～86, 88, 89
普通市場取引所、戸田海市	1907.06	『京都法学会雑誌』2-6
紐育ハルトン魚市場の沿革、山中巖訳	1907.09	『大水報』300, 301
漁港及魚市場の設備を論じて併て遠洋漁業の発達を望む、加藤成一	1907.09	『大水報』300
園芸主任協議会	1907.10	『中央農事報』91
全国園芸大会	1908.01	『中央農事報』94
農産物の豊凶と商業市場（其1）（其2）、内池廉吉	1908.03	『国民経済雑誌』4-3, 4
応用市政論、安部磯雄、日高有倫堂、543 頁	1908.04	
都市改造者としてのチャンパーレン、岸本正雄	1908.05	『斯民』3-3
日本園芸会の革新	1908.05	『中央農事報』98
魚河岸の沿革、米倉嘉兵衛談	1908.06	『国家学会雑誌』22-6
園芸業に関する産業組合	1908.07	『産業組合』33
都市の研究、三宅磐、実業之日本社、267 頁	1908.10	

第1部 魚市場法案関係資料 [第1巻]、[第2巻]

重要魚市場調査

魚市場状況一斑

一、魚市場ノ本體

所謂魚市場ナル名稱ハ各地ニ於テ用テラルトコロナレトモ其ノ意義必シモ一定セス府縣中市場又ハ食品市場若クハ魚市場ニ關スル一般取極規則ヲ設ケタルモノアレトモ市場其ノモノハ定親的規定カ各個各縣ニシテ歸一スルトコロナク又其ノ他ノ府縣ニ於テ魚市場ト稱スルハ全ク習慣上ノ呼稱ニ止マルカ故ニ所謂魚市場ノ意義ハ之ヲ收約シテ的確ニ言葉ハスコト困難ナリ然レトモ左ノ三箇ノ事實ハ即チ一、賣買力一定ノ場所ニ於テ行ハル、コト
二、販賣者ハ魚類ノ委託販賣ヲ主トスル間屋アルコト
三、購買者ハ主トシテ所制仲買人ナルコト
ハ普通ニ認メラルトコロナルカ故ニ此ノ通有性ヲ具備スルモノヲ以テ魚市場ノ本體ト看做セモ妨ケサルヘシ

二、魚市場ノ種別

小賣商業ニ關スル調査書

目次

第一章 生産者ト小賣商人トノ關係	一
第二章 生産者ト小賣商人トノ間ニ在ル商業機關	二
第三章 手数料利益及負擔	三
第四章 取引慣習	三
一、生産者ト地方間屋(常主)間ノ取引	三
二、常主ト東京間屋間ノ取引	三
三、水産市場其他ニ於ケル間屋ノ賣買及小賣商ノ仕入	九
第五章 小賣商人ト消費者トノ關係	一
第六章 小賣商人ノ利益	一
第七章 小賣代金控除ニ關スル商慣習及其物價ニ及ボス影響	一
第八章 小賣商業ニ關スル通商其他ノ各條	二
第九章 小賣相場	三

「小売商業ニ關スル調査書」より

「重要魚市場調査」より

第2部 公設小売市場関係資料 [第3巻]、[第4巻]、[第5巻]

各地方市場ニ關スル概況

保健衛生調査室編纂

第一編 公設市場概況

緒言

各地方ニ於ケル公設市場ニ關スル概況ヲ綜括スレハ左ノ如シ
一、公設市場ノ設置アルモノ(二十縣)
東京府 京都府 大阪府 神奈川縣
長崎縣 奈良縣 愛知縣 福井縣 兵庫縣
廣島縣 山口縣 和歌山縣 香川縣 愛媛縣

公設市場改善ニ關スル地方長官意見摘要

内務省社会局

「公設市場改善ニ關スル地方長官意見摘要」より

「各地方ニ於ケル市場ニ關スル概況」より

本資料集の復刻出版を喜ぶ

藤田貞一郎（同志社大学名誉教授）

「食につぐもの」としては、衣および住が人類の二大欲望である」。これは分業が如何に人類社会の生産力発展に貢献するかを説いたアダム・スミスが、『国富論』の中に記述している言葉である。食を欲望として解釈していいことに注目して置きたい。食は大前提であり、分業社会では流通機能・構造が決定的に重要であることは、もはや自明であろう。にもかかわらず、日本社会では学界のみならずマス・メディアの隅々に至る迄、スミスの視点を欠如した歴史感覚で、日本近代史・社会経済史を叙述し理解して来ているのが現状である。原田教授と不二出版の熱意による、この壮挙はまことに喜ばしい。一国の法律として構想され成立する中央卸売市場法——この点がまた欧米諸国の場合と際立った相違を示し、彼我の都市の前史に現われる違いを示唆するものであるが——は収録リスト編成からも推測されるように、魚市場改革問題と公設小売市場の設置という二つの出来事が、決定要因である。

旧来の問屋を中央卸売市場へ収容するに際しては老舗権の買収——都市の有する市場開設権は、この際念頭には上らない——、公設小売市場の設置道府県には地域差が存在——単なる救済措置にはとどまらない——、庁府県制定市場規則は、日本社会の経済構造の地域間差異について当時の実態を示す——、にもかかわらず、多くの近代史家は殆どこの史料を利用することがない——、などという、私が気付いているだけでも、数多くの日本近代史を読み解く鍵を秘めている。

画一的市場政策と地域的市場慣行のあいを知るために

岩本由輝（東北学院大学教授）

本資料集に収録された近代都市に不可欠な食料品供給施設としての「公設市場」や「卸売市場」の設立が社会政策、経済政策的な意味合いをもってなされるべきとき、設立主体が民間であれ、自治体であれ、国家であれ、そのときどきの現代の問題がかわってくる。ただ、そのさい、設立に直接であれ、間接であれ、国家がかわるとき、具体的な「市場」（いちば）が抽象的な「市場」（しじょう）になってしまふ。私はたまたま沖縄県公設市場成立前史を手がけたことがあるが、一九二八年六月二〇日、歴史の古いナファーマチ（那覇市場）が那覇区（一九二二年五月二〇日から那覇市）有地に統合されたとき、国や県はそれを折から全国的に社会政策的意味で設立されていた公設市場が那覇区にもできたとして成果の一つに挙げているが、肝心の那覇市役所は一九三七年になつても「本市々場」は「公設市場ニ非ズ」といい、国や県から「早晚公設市場トナシ公定相場ヲ標準トナシタキ希望アルモ、時期尚早シ」と突っぱねている。また、本資料集には収録されていない沖縄返還後のことであるが、那覇市に「本土並み」の中央卸売市場を作れば喜ばれると錯覚した国の役人の「善意」の画一主義に沖縄県水産業界の人々が総スカンを喰わせ、那覇中央卸売市場にはいまだ水産部門は置かれていない。このような中央と地域とのあいに存する市場問題を国会での法案審議過程から読みなおす手がありとして使いたい。

人と時を得て

宇佐美英機（滋賀大学教授）

「食料品をはじめとする生活日用品の消費財の商業・流通構造を、過去における具体的市場・流通の諸側面から実証的に研究し、共通の討議をふかめる場」として市場史研究会が志を共有する人々の手で呱呱の声をあげたのは、一九八五年春のことであった。爾来、この研究会を中心的に支えながら斯学の分野で精力的に資料を博搜し研究成果を公開されてきた原田政美氏が、新たに資料集を編み、解説を施して学界の共有財産として提供することとなったことは、喜びにたえない。本資料集に収録された資料は、明治末から大正・昭和初期の食料品流通の政策・法制度の推移を解明する上で欠くことのできないものであり、学界の学界にも大いに裨益することは疑いない。同時に、制度の大枠を理解することによって、ここから遡及して明治末以前、あるいは昭和期から現在に至る時期の生鮮食料品にかかる商業・流通構造の歴史を解明していく手掛かりを得られることも疑いをいれない。

時あたかも中央卸売市場や地方公設市場の再編を含む困難な問題に直面し、量販店が生鮮食料品の流通構造を大きく変容させている現在、消費者にとって望ましい構造とはどうあるべきなのかを考えるうえでも、本資料集は人と時を得て江湖に提供されるといえる。多くの人々が本書を手に取り目を通されることを期待してやまない。

「唯食史観」からの政治の読み直し

小路田泰直（奈良女子大学教授）

今では当たり前のことが、その昔、当り前ではなかった。人は着、食べ、住まわなくてはならない、従って、人が、如何に着、如何に食べ、如何に住まうか、さらにはその着方、食べ方、住まい方の変化をみることは、歴史をみる上で大切なことだ。こういうと、今の人は大抵の人がわかつてくれる。しかし、一昔前の、とりわけ歴史学を学ぶ人の多くは、それをわかつてくれなかった。歴史をみるためには、基本的な階級対立がなへんにあるかをみるのが最も大切だと、皆が思いこんでいた。だから（資本家対労働者）、（地主対小作人）といった言葉で、その要点が切り取れることばかりに、人の視線が集中していた。人の衣食住などに関心を寄せる人はほとんどいなかった。

そうした時代にあつて、藤田貞一郎先生と、そのゼミ生の原田政美さんだけは違つていた。藤田先生が唱えられた「唯食史観」なるキャッチフレーズを旗印に、お二人は、人の生活の変遷にこそ歴史を読み解く鍵があると信じて、今回の資料集のもとになったような史料の収集、解釈に黙々と取り組んでおられた。その成果が、今回のような形で結実したことに、私は、時代の変化のようなものを感じ、感銘をおぼえる。と同時に、ここまでのたゆまぬ努力を重ねてこられた原田さんに、心から敬意を表する。

安全で廉価な生鮮食料品が、安定的に、すべての国民の手に届けられる、その仕組みがどのようにして生まれたのかは、すぐれて政治的な問題である。しかるに、これまでの政治学や政治史の研究は、その種の問題を視野に入れることなく、研究を重ねてきた。本資料集は、その政治学・政治史研究の現状に痛烈な批判を加えているものと思う。政治というものの、生活の土台からの問い直し、これを機にはかれることを願っている。

各地の市場ニ關スル概況目次

第一編 公設市場概況

北海道	（一〇）	青森県	（一〇）
（一）北海	一〇	（二）青森	一〇
（二）宮城	一〇	（三）岩手	一〇
（三）宮城	一〇	（四）秋田	一〇
（四）秋田	一〇	（五）山形	一〇
（五）山形	一〇	（六）福島	一〇
（六）福島	一〇	（七）茨城	一〇
（七）茨城	一〇	（八）栃木	一〇
（八）栃木	一〇	（九）群馬	一〇
（九）群馬	一〇	（一〇）群馬	一〇

（二〇）岐阜	一〇	（二〇）岐阜	一〇
（二一）長野	一〇	（二一）長野	一〇
（二二）山梨	一〇	（二二）山梨	一〇
（二三）東京	一〇	（二三）東京	一〇
（二四）神奈川	一〇	（二四）神奈川	一〇
（二五）新潟	一〇	（二五）新潟	一〇
（二六）富山	一〇	（二六）富山	一〇
（二七）石川	一〇	（二七）石川	一〇
（二八）福井	一〇	（二八）福井	一〇
（二九）滋賀	一〇	（二九）滋賀	一〇
（三〇）京都	一〇	（三〇）京都	一〇
（三一）大阪	一〇	（三一）大阪	一〇
（三二）兵庫	一〇	（三二）兵庫	一〇
（三三）奈良	一〇	（三三）奈良	一〇
（三四）和歌山	一〇	（三四）和歌山	一〇
（三五）徳島	一〇	（三五）徳島	一〇
（三六）香川	一〇	（三六）香川	一〇
（三七）愛媛	一〇	（三七）愛媛	一〇
（三八）高知	一〇	（三八）高知	一〇
（三九）福岡	一〇	（三九）福岡	一〇
（四〇）佐賀	一〇	（四〇）佐賀	一〇
（四一）大分	一〇	（四一）大分	一〇
（四二）熊本	一〇	（四二）熊本	一〇
（四三）鹿児島	一〇	（四三）鹿児島	一〇
（四四）沖縄	一〇	（四四）沖縄	一〇

東京市魚市場調査（全日本）

第一編 沿革	一
第一章 徳川時代	一
第二章 維新以後	一
第三章 明治時代	一
第四章 大正時代	一
第五章 昭和時代	一
第六章 戦後時代	一
第七章 昭和時代	一
第八章 昭和時代	一
第九章 昭和時代	一
第十章 昭和時代	一
第十一章 昭和時代	一
第十二章 昭和時代	一
第十三章 昭和時代	一
第十四章 昭和時代	一
第十五章 昭和時代	一
第十六章 昭和時代	一
第十七章 昭和時代	一
第十八章 昭和時代	一
第十九章 昭和時代	一
第二十章 昭和時代	一
第二十一章 昭和時代	一
第二十二章 昭和時代	一
第二十三章 昭和時代	一
第二十四章 昭和時代	一
第二十五章 昭和時代	一
第二十六章 昭和時代	一
第二十七章 昭和時代	一
第二十八章 昭和時代	一
第二十九章 昭和時代	一
第三十章 昭和時代	一

日本橋魚市場組合規約

第一章 総則	一
第二章 組合の目的	一
第三章 組合員の資格	一
第四章 組合員の権利義務	一
第五章 組合員の退会	一
第六章 組合員の懲罰	一
第七章 組合員の選挙	一
第八章 組合員の任期	一
第九章 組合員の解任	一
第十章 組合員の辞任	一
第十一章 組合員の欠格	一
第十二章 組合員の除名	一
第十三章 組合員の再入会	一
第十四章 組合員の再入会	一
第十五章 組合員の再入会	一
第十六章 組合員の再入会	一
第十七章 組合員の再入会	一
第十八章 組合員の再入会	一
第十九章 組合員の再入会	一
第二十章 組合員の再入会	一
第二十一章 組合員の再入会	一
第二十二章 組合員の再入会	一
第二十三章 組合員の再入会	一
第二十四章 組合員の再入会	一
第二十五章 組合員の再入会	一
第二十六章 組合員の再入会	一
第二十七章 組合員の再入会	一
第二十八章 組合員の再入会	一
第二十九章 組合員の再入会	一
第三十章 組合員の再入会	一

第一章 総則	一
第二章 組合の目的	一
第三章 組合員の資格	一
第四章 組合員の権利義務	一
第五章 組合員の退会	一
第六章 組合員の懲罰	一
第七章 組合員の選挙	一
第八章 組合員の任期	一
第九章 組合員の解任	一
第十章 組合員の辞任	一
第十一章 組合員の欠格	一
第十二章 組合員の除名	一
第十三章 組合員の再入会	一
第十四章 組合員の再入会	一
第十五章 組合員の再入会	一
第十六章 組合員の再入会	一
第十七章 組合員の再入会	一
第十八章 組合員の再入会	一
第十九章 組合員の再入会	一
第二十章 組合員の再入会	一
第二十一章 組合員の再入会	一
第二十二章 組合員の再入会	一
第二十三章 組合員の再入会	一
第二十四章 組合員の再入会	一
第二十五章 組合員の再入会	一
第二十六章 組合員の再入会	一
第二十七章 組合員の再入会	一
第二十八章 組合員の再入会	一
第二十九章 組合員の再入会	一
第三十章 組合員の再入会	一

第一章 総則	一
第二章 組合の目的	一
第三章 組合員の資格	一
第四章 組合員の権利義務	一
第五章 組合員の退会	一
第六章 組合員の懲罰	一
第七章 組合員の選挙	一
第八章 組合員の任期	一
第九章 組合員の解任	一
第十章 組合員の辞任	一
第十一章 組合員の欠格	一
第十二章 組合員の除名	一
第十三章 組合員の再入会	一
第十四章 組合員の再入会	一
第十五章 組合員の再入会	一
第十六章 組合員の再入会	一
第十七章 組合員の再入会	一
第十八章 組合員の再入会	一
第十九章 組合員の再入会	一
第二十章 組合員の再入会	一
第二十一章 組合員の再入会	一
第二十二章 組合員の再入会	一
第二十三章 組合員の再入会	一
第二十四章 組合員の再入会	一
第二十五章 組合員の再入会	一
第二十六章 組合員の再入会	一
第二十七章 組合員の再入会	一
第二十八章 組合員の再入会	一
第二十九章 組合員の再入会	一
第三十章 組合員の再入会	一

各巻の構成と内容

ISBN はすべて 978-4-8350 の数字が付きます

巻数	巻名	判型・頁数・ISBN978-4-8350-	資料名	資料番号	発行者または作成者	発行年月
第1巻	魚市場法案関係資料①	A5判・698頁 6378-2	魚市場二関スル府県令	1	農商務省水産局	1911年8月
			魚市場二関スル調査	2	生産調査会	1911年12月
			重要魚市場調査	3	生産調査会	1912年9月
			小売商業二関スル調査書	4	農商務省商務局	1911年8月
第2巻	魚市場法案関係資料②	A5判・608頁 6379-9	公開市場二関スル調査	5	農商務省商務局	1912年7月
			魚市場法重要規程事項二就テノ意見	6	日本橋魚市場組合	1912年9月
			第一回全国重要魚市場聯合会要録	7	全国重要魚市場聯合会	1912年11月
			魚市場ノ現在未来	8	全国重要魚市場聯合会	1912年12月
			第二回全国重要魚市場聯合会要録	9	全国重要魚市場聯合会	1913年1月
			第三回生産調査会録事	10	生産調査会	1913年2月
			市場市営二関スル調査報告書	11	東京市役所勸業課	1912年10月
			各地方ニ於ケル市場二関スル概況	12	内務省衛生局	1919年11月
			公設市場改善二関スル地方長官意見摘要	13	内務省社会局	1921年9月
			六都市公設市場概況	14	内務省社会局	1921年10月
第3巻	公設小売市場関係資料①	A5判・760頁 6380-5	公設市場概況	15	内務省社会局社会部	1931年3月
第4巻	公設小売市場関係資料②	A5判・354頁 6381-2	公設市場概況	16	官報	1907年3月
第5巻	公設小売市場関係資料③	A5判・760頁 6383-6	市場法案(原案、帝国議会衆議院)	17	官報	1907年3月
第6巻	中央卸売市場法関係資料①	A5判・628頁 6384-3	市場法案(修正案、帝国議会貴族院)	18	内務省衛生局	1908年2月
			食品市場法案(『市場問題』)	19	帝国議会貴族院	1911年3月
			魚市場法制定二関スル件	20	帝国議会衆議院	1911年7月
			魚市場法制定二関スル請願ノ件	21	内務省衛生局	1914年5月
			魚市場法案ニ対スル意見ノ魚市場法(案)(『市場問題』)	22	帝国議会貴族院	1916年2月
			鮮魚売買二関スル特別法制定ノ件	23	帝国議会衆議院	1916年7月
			鮮魚売買二関スル特別法制定ノ請願ノ件	24	白澤武平外45名	1916年11月
			鮮魚類販売取締法制定二関スル建議並同特別法制定ノ請願ノ件	25	内務省衛生局	1918年9月
			公設生活必需品市場法案要旨(『市場問題』)	26	内務省衛生局	1918年9月
			公設市場二関スル件(『市場問題』)	27	川島瀧蔵外6名	1919年10月
			魚市場法制定ノ請願ノ件	28	帝国議会衆議院	1922年3月
			魚市場法制定二関スル請願ノ件	29	帝国議会衆議院	1922年3月
			中央市場設置要綱(『社会事業調査会報告』)	30	社会事業調査会	1922年9月
			東京市魚市場調査(大正10年5月調)	31	農商務省商務局	1923年6月
			独逸中央市場	32	農商務省商務局	1922年12月
			紐育中央市場	33	農商務省商務局	1922年12月
			巴里中央市場	34	農商務省商務局	1923年2月
			中央卸売市場法案審議	35	帝国議会衆議院	1923年
			中央卸売市場法案審議	36	帝国議会貴族院	1923年
第7巻	中央卸売市場法関係資料②	A4判・146頁 6385-0	中央卸売市場法	37	官報号外	1923年3月
第8巻	府県市場取締規則関係資料	A5判・206頁 6386-7	現行魚市場規程集	38	農商務省水産局	1921年12月
			庁府県制定食品市場規則	39	商工省商務局	1925年4月
別冊	別冊	A5判・120頁 6387-4	解説+近代日本市場関係資料目録(約1,500点)	40	原田政美編著	2011年7月
付録	付録	CD1枚 6388-1	近代日本市場関係資料目録CDデータ	41	原田政美編著	2011年7月

内容見本

第3部 中央卸売市場法関係資料 [第6巻]、[第7巻]

「魚市場法案ニ対スル意見ノ魚市場法(案)」(市場問題)より

魚市場法案ニ對スル意見農商務省ハ通牒ノ件

内務省秘書第一四一三號

大正三年五月二十二日

内務次官

農商務次官宛(親展)

魚市場法案ニ對スル意見申牒

過般御用付相成候魚市場法案ニ對スル意見大要左記通りニ有之候條御米知相成度

左記

一、魚市場ニ於テ商賣員シテル魚類ノ代金ノ支拂ノ責任ヲ魚市

「公設生活必需品市場法案要旨」(『市場問題』)より

秘

公設生活必需品市場法案要旨

一、公設生活必需品市場トハ公衆ニ對スル生活必需品ノ商賣員取引ヲナス市場ヲ云フ

二、公設生活必需品市場ノ設立者ハ公共團體トス

三、地方長官ハ必要アリト認ムル都市ニ對シ公設生活必需品市場ノ設置ヲ命スルコトヲ得

四、公設生活必需品市場ヲ設立セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ

第4部 府県市場取締規則関係資料 [第8巻]

大正十四年四月

(隠察代用)

「庁府県制定食品市場規則」より

商工省商務局

廳府縣制定食品市場規則

秋田縣 市場取締規則執行心得

(明治三十二年十月十八日)

第一條 規則第三條ノ願書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シテ許可ニ關スル意見ヲ附シ五日以内ニ進達スヘシ但シ同條第二項ニ係ル場合ニ於テ意見ナキモノハ經由ノ印ヲ押捺シテ差出スヘシ

二、市場設立ノ要旨

三、開設地域人民故障ノ有無及公共ノ利害

四、市場位置ノ適否

五、魚類陳列ノ區域ト飲料水トノ關係

六、出願人ノ素行經歷財産前科及資格ノ有無

七、其他必要ト認ムル事項

第二條 規則第四條第一號第二號ニ該當スルモノアルトキハ其事由ヲ報告スヘシ

第三條 規則第五條ノ願書ヲ受理シタルトキハ調査ノ上意見ナキモノハ經由ノ印ヲ捺シ届書ヲ進達スヘシ但シ當日限リノ休場届ヲ受ケタルトキハ郡市役所ニ通知スヘシ

第四條 市場ハ適宜警察官吏ヲ派遣シ市場ノ安寧秩序ニ關シ取締ヲ爲スヘシ

第五條 規則第十六條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ共事官ヲ調査シ可成斯案ノ資料トナルヘキ證憑書類ヲ添付シ具申スヘシ

体裁 A5判・A4判・上製・総約四、四〇〇頁

編・解説 原田政美〈福井県立大学教授〉

別冊 解説＋近代日本市場関係資料目録＋付録CD

*別冊のみ分売可 二、〇〇〇円＋税 ISBN 978-4-8350-6389-8

定価 本体揃価格 一八二、〇〇〇円

配本及び収録内容

第1回配本 二〇一〇年一〇月

第1巻～第4巻・本体揃価格 九〇、〇〇〇円＋税

ISBN 978-4-8350-6377-5

第2回配本 二〇一一年七月

第5巻～第8巻＋別冊＋付録・本体揃価格 九二、〇〇〇円＋税

ISBN 978-4-8350-6382-9

全巻構成

第1部 魚市場法案関係資料(第1巻、第2巻)

第2部 公設小売市場関係資料(第3巻～第5巻)

第3部 中央卸売市場法関係資料(第6巻、第7巻)

第4部 府県市場取締規則関係資料(第8巻)

別冊 解説＋近代日本市場関係資料目録(約一、五〇〇点)

付録 近代日本市場関係資料目録CDデータ

*収録資料詳細は7面に記述しました。

原本提供

東京大学経済学部図書館、京都大学経済学部図書室、

愛知学院大学図書館情報センター、北海道大学付属図書館、

流通経済大学図書館、財団法人東京市政調査会市政専門図書館、

和歌山大学付属図書館

推薦

藤田貞一郎〈同志社大学名誉教授〉、岩本由輝〈東北学院大学教授〉、

宇佐美英機〈滋賀大学教授〉、小路田泰直〈奈良女子大学教授〉

関連図書〈復刻版〉のご案内

辻原万規彦・藤岡里圭 編・解説

昭和10年全国商店街調査資料

【編集復刻版】全13巻・別巻1

本資料集は商工省が一九三五(昭和一〇)年に実施した、商店街に関する「詳細かつ大規模かつ網羅的」な調査資料の集大成である。調査地域は統治下の朝鮮半島や「満洲国」をも含む、全国九六都市に及ぶ。商店街におけるコミュニティの形成過程解明と、流通政策、まちづくり研究の基本資料として刊行。

別巻Ⅱ解説(辻原万規彦・藤岡里圭)＋参考資料

体裁ⅡA5判・A4判・上製・総五、七四二頁

揃定価Ⅱ二一〇、〇〇〇円＋税

各巻定価Ⅱ一五、〇〇〇円＋税

中央報徳会 編纂「明治39年～昭和21年」

斯民

全38巻・別冊1

本誌は、明治三十九年から昭和二十一年にかけて刊行された中央報徳会の機関誌である。

「道徳と経済の調和」を基調に、地方改良運動・農村更生運動等に多大な影響を与えた。

日本近現代史、特に内政史研究の基本資料である。

別冊Ⅱ解説(金澤史男)・解題(酒田正敏)・目次

総覧

体裁ⅡA4判(四面付け)・上製・総一四、二〇〇頁

揃定価Ⅱ七六八、〇〇〇円＋税

●表示価格はすべて税別

不二出版

〒113-0023

東京都文京区向丘1-2-12

電話 03-3812-4433

FAX 03-3812-4464

振替 00160294084

2010/9